

けんぽだより

8 2023
令和5年



協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

40歳から74歳までの方の事業者健診(定期健診)結果をご提供ください

協会けんぽでは事業主様が行う従業員の事業者健診(定期健診)結果のご提供をお願いしております。提供いただいた健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方に無料で健康づくりのサポート(特定保健指導)を行います。

健康づくりサポート

メタボリックシンドロームのリスクが高い方を対象に保健師、管理栄養士が健康をサポート(特定保健指導)

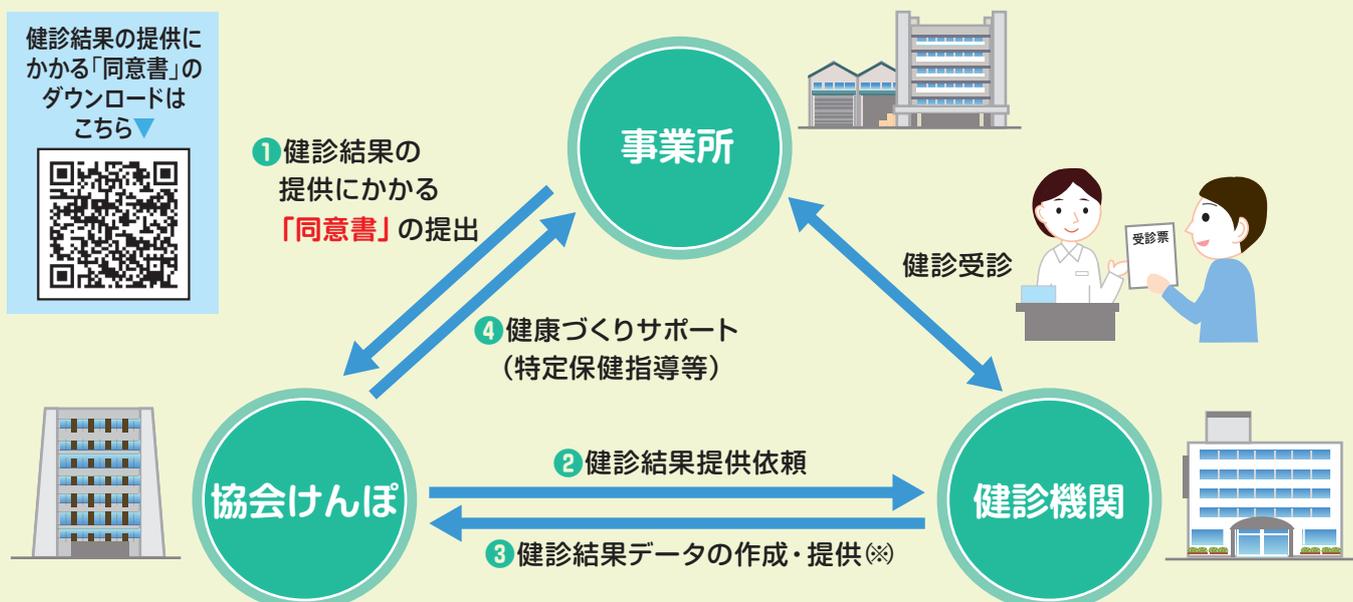
健診結果提供の対象者は?

対象者:事業者健診を受診された方で40歳以上74歳以下の被保険者(ご本人)
※生活習慣病予防健診を受診された方はご提供いただく必要はありません

健診結果は個人情報ですが、協会けんぽに提供しても大丈夫ですか?

事業者健診結果データを協会けんぽにご提供いただくことは、法律により定められています。事業主の皆様が個人情報の提供について、法的な責任を問われることはありません。

健診結果提供の流れ



※健診機関がデータを作成できない等の理由で、事業所様に健診結果の写しのご提出をお願いする場合があります。

事業主様や健康診断のご担当者様へご案内やご連絡をさせていただくことがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先

保健グループ TEL 043-382-8313

「健康な職場づくり宣言」事業所募集中!

安定した経営は従業員の健康づくりから

事業所(事業主)が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、従業員の健康増進はもとより、事業所の業績や価値の向上が期待される「健康経営®」が注目されています。

協会けんぽ千葉支部では、平成27年10月より健康経営の普及促進に向けた事業として「健康な職場づくり宣言」制度を創設し、健康な職場づくりを進める事業所の取組をサポートしています。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

会社が健康づくりを推進するメリット

生産性向上

- モチベーションの向上
- 従業員の健康状態の改善
- 業務効率の向上

リスクマネジメント

- 事故や不祥事の予防
- 労災発生の予防

イメージアップ

- 企業ブランド価値の向上
- 人材(労働力)確保

まだ「健康な職場づくり宣言」をされていない事業所様はぜひ宣言をして、従業員の健康づくりに積極的に取り組みましょう!

「健康な職場づくり宣言」をするには?

STEP 1

取組内容を検討しましょう!

事業所全体でどのような健康づくりに取り組むか検討しましょう。

好事例事業所の取り組みを参考にご検討ください!



STEP 2

「宣言書」を提出しましょう

「宣言書」を記入し、FAXまたは郵送にてご提出ください。

後日、協会けんぽ千葉支部より「認定証」を交付します。

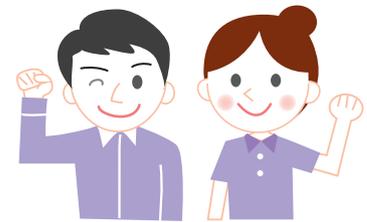
「宣言書」のダウンロードはこちら▶



STEP 3

健康づくりをスタートしましょう

「宣言書」に記入した取組項目に基づいて、健康づくりを実践しましょう。



「健康な職場づくり宣言」の特典&サポート

- 歯科健診が受診できます
- 求人票に記載、求職者にアピールできます
- 出張セミナーを受講できます
- 「事業所カルテ」を定期送付します

その他多数特典あり!

特典&サポートについて詳しくはこちら▶



お問い合わせ先

企画総務グループ TEL 043-382-8315



全国健康保険協会 千葉支部

協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

TEL 043-382-8311(代表)



申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



お手続きは郵送をご利用ください



ご退職される方・扶養からはずれる方の保険証は速やかに返納ください。